

告 示

埼玉県告示第九百五十三号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

二級基準点測量

三 作業地域

埼玉県入間市大字上谷ヶ貫、宮寺地内

四 作業期間

令和五年七月十日から令和五年十二月二十二日まで